

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 施設認定細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第3条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)となるための修練に適した施設の要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

第2章 認定施設認定委員会

(構成)

第2条 制度第3条2項の認定施設認定委員会(以下、委員会という)の構成は16名とする。

2. 認定施設認定委員(以下、委員という)は、理事長が指名する

3. 委員に欠員が生じた時は、理事長が追加指名を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第3条 認定施設認定委員長は、理事長が指名する。委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の通常社員総会終了時より、次次期通常社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、施設認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 施設認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

(兼任の禁止)

第10条 認定施設認定委員は、専門医認定委員および指導医認定委員を兼ねることができない。

第3章 形成外科領域専門研修施設

(専門研修基幹施設)

第11条 制度第3条1項に定める専門研修基幹施設(以下、基幹施設という)は、以下を充足するものとする。

(1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること

(2) 形成外科が診療科として標榜されていること

(3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること

(4) 形成外科研修プログラムを有すること

(5) 研修内容を満たすに必要な形成外科病床を常時有すること

(6) 本制度専門医認定細則第12条2項に定める分類8項目中5項目以上の手術経験が可能であること。

(7) 形成外科に関する教育研究活動(学会論文発表を含む)が活発に行われていること

2. 前項にかかわらず、形成外科過疎地域の医育機関などが形成外科を新設する場合は、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば基幹施設として認定することができる。この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、適宜学会による調査をうけるものとする。

(専門研修連携施設)

第12条 制度第3条1項に定める専門研修連携施設(以下、連携施設という)は、基幹施設が学会に申請し、認定された施設とする。

2. 連携施設には、常勤の形成外科領域指導医が在籍していなければならない。

3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携施設は、基幹施設の要請を受け、地域に密着した形成外科医療(以下、地域医療研修という)の機会を専攻医に与えることができる。

(専門研修施設群)

第13条 基幹施設は連携施設とともに専門研修施設群を形成し、専攻医に充実した形成外科領域専門研修の機会を与えるための研修プログラムを作成する。

(研修連携候補施設)

第14条 基幹施設は、専攻医に十分な研修機会を与えるために、専門研修連携候補施設（以下、連携候補施設という）を専門研修施設群に加えることができる。

2. 連携候補施設には、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。

3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携候補施設は、地域に密着した地域医療研修の機会を専攻医に与えることができる。

(地域医療研修施設)

第15条 基幹施設は、専攻医に専門医認定細則第10条4号に定める地域医療研修の機会を与えるために、地域医療研修施設を専門研修施設群に加えることができる。

2. 地域医療研修施設は、常勤の形成外科領域専門医の在籍を必要としない。

3. 専攻医の地域医療研修施設での研修期間は、6ヵ月以内でなければならない。

第4章 施設認定の方法

(認定の申請)

第16条 次年度専攻医募集を行うプログラムに関しては、基幹施設が所定の書類を作成し、告示された提出日までに学会に提出し、委員会の施設認定審査を受けなければならない。

2. 前項提出書類は、以下を含む。

- (1) 施設認定申請書
- (2) 形成外科研修責任者の履歴書
- (3) 形成外科研修プログラム
- (4) 専門研修施設群全ての施設に関する形成外科診療説明書（規模、指導体制、診療要員、その他）
- (5) 専門研修施設群全ての施設に関する1年間の外来患者統計および手術例数

3. 施設認定審査においては、基幹施設が所定の審査料を納めなければならない。

(プログラム変更の報告義務)

第17条 過年度に認定を受けた研修プログラムの基幹施設は、下記の事項につき変更があった場合は、前条の申請を行う際に変更届けを提出し、委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 専門研修施設群の変更
- (3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

(公示)

第18条 委員会は、年1回施設認定審査を施行し、その

審査時期をあらかじめ告示する。

(審査)

第19条 委員会は、基幹施設からの提出書類に基づき、形成外科専門研修プログラムおよび研修施設群の施設について認定審査を行う。必要あれば、申請機関に説明を求めることがある。

(通知)

第20条 委員会は審査結果を理事長に報告し、申請機関に通知する。

(登録)

第21条 学会は、認定した研修プログラムとその施設を認定施設登録簿に登録し、公示する。

(施設認定の取り消し)

第22条 基幹施設および連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、施設認定を取り消しその旨公示するとともに、機構に報告する。

- (1) 基幹施設または連携施設としての資格を辞退した時
- (2) 第16条に定める書類の提出がなかった時
- (3) 第16条に定める書類の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

2. 連携候補施設、地域医療研修施設についても前項に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

第5章 細則の変更手続

(改廃)

第23条 この細則の改廃は、理事会において行う。